

野々市市消費生活研修会講師派遣事業実施要綱

制 定 平成 23 年野々市町告示第 77 号
(平成 23 年 7 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消費者被害の未然防止及び消費生活の向上に関する研修会、講座又は講演会（以下「研修会等」という。）を開催する野々市市内の団体に講師を派遣する事業（以下「講師派遣事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(対象団体)

第 2 条 講師派遣事業の対象とする団体は、野々市市内で活動する団体とする。

(対象研修会等)

第 3 条 講師派遣事業の対象とする研修会等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加者がおおむね 10 人以上見込まれること。
- (2) 開催時間がおおむね 1 時間以上であること。
- (3) 研修会等の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 消費者問題について知識等を習得するためのものであること。
 - イ 消費者問題の啓発又は普及を図るためのものであること。

(講師派遣の申込み)

第 4 条 講師の派遣を希望する団体は、原則として研修会等の開催予定日の 4 週間前までに野々市市消費生活研修会講師派遣申込書（別記様式）により市長に申し込むものとする。

2 講師の選定及び依頼については、野々市市が行うものとする。

(費用負担)

第 5 条 講師の派遣に係る費用については、講師謝礼に限り、野々市市が予算の範囲内において負担する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。